



ぜったい
絶対に撮らない!!

おく
送らない!!



絶対ダメ!! 自画撮り

ふくいけんせいしやうねんあいごじやうれいかいせい
福井県青少年愛護条例が改正されました!
青少年に児童ポルノ(裸の画像等)の提供を求める行為を禁止
【罰則:30万円以下の罰金】

おく が ぞう け
送った画像はもう消せない...

SNSなどで知り合った人に、だまされたり、脅されたりして、自分の裸や下着姿などをスマートフォンで撮影し、送信させられる「自画撮り被害」が増加しています。

送った画像が一旦インターネット上に流出してしまうと、完全に消し去ることは困難となります。「自画撮り被害」は、子どもたちの将来に関わる深刻な被害です。



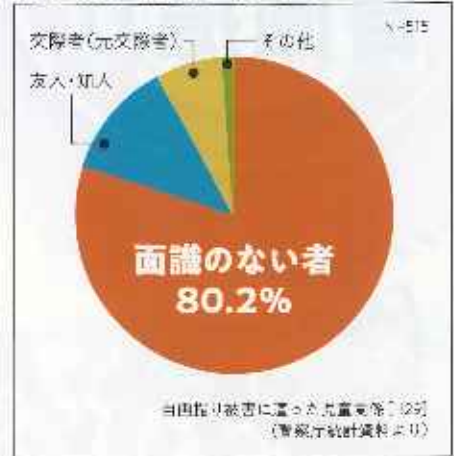
「自画撮り被害」急増中!!

平成30年、自画撮り被害にあった児童は全国で541人にのぼり、中学生・高校生で全体の約9割を占めています。また、加害者の約8割は、被害児童と面識のない者となっています。

「自画撮り被害児童数」の推移(全国)



「自画撮り被害」の加害者(全国)



その相手、本当に友だちなの?

コミュニティサイト等で知り合った相手を信頼し、自分の裸や下着姿の写真を送ってしまうケースが増えています。

優しい言葉をかけられても、メールだけでは本当の相手のことは分かりません。女の子とと思っていた相手が、大人の男の子の場合も…。

しつこく要求する人は怪しい人

しつこく「裸の写真を送ってほしい」と言われて困ってしまい、写真を送ってしまうケースが増えています。

しつこく写真を要求してくる人は怪しい人です。そんな人に写真を送っては絶対にいけません。

写真を送ってもいいことなんてないよ

お金や物と引き替えに、写真を要求するケースが増えています。実際に相手に送って、トラブルになることもあります。

お金なんてもらえないし、写真を送ってしまったことで、さらにひどい要求をされる可能性があります。

自画撮り被害にあわないためには!

1. 自分の裸や下着姿の写真をスマートフォンで撮影しない!
2. インターネット上で知り合った相手はもちろん、交際相手や友達など信用している相手であっても、自分の裸や下着姿の写真を送らない!
3. インターネット上で知り合った相手を容易に信用しない!

福井県では、「福井県青少年愛護条例」を一部改正しました

青少年に対し、以下の方法で当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた場合、30万円以下の罰金が科されます。(平成31年4月1日施行)

- 青少年に拒まれたにもかかわらず求める
- 青少年を脅したり、だましたり、困惑させたりする
- 青少年に対し対償(お金や物など)を供与し、またはその供与の約束をする

携帯電話の新規契約または機種変更などをする場合、以下の対応が義務化されます。(平成31年7月1日施行)

- 携帯電話会社とその契約代理店(以下「携帯電話会社等」)は、青少年または保護者に対し、有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容などについて説明した上、書面を交付する
- 携帯電話会社等が提供するフィルタリングサービスなどを希望しない保護者は、理由を記載した書面を提出する
- 携帯電話会社等は、上記書面またはその写しなどを保存する

ちょっと待って!他人事だと思っていない?

いつの間にか被害者になることも

CAUTION

CAUTION

事例から考えよう



総務省「インターネットトラブル事例集(2018年度版)」より

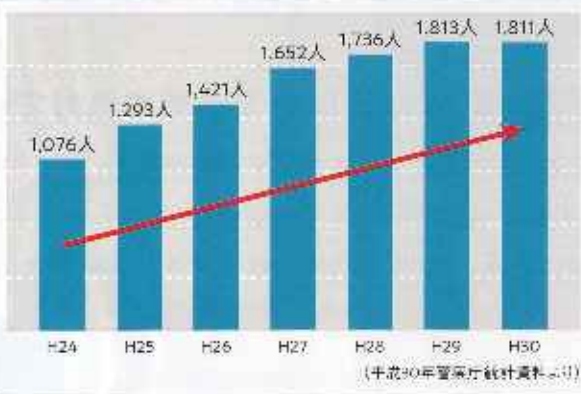
事例その1 SNSやネットで知り合った人による性被害

Aさんは、同じアイドルのファンの女の子とSNSでよく話をしていました。ある日、「ライブのチケットが余分にあるから一緒に行こう!」と誘われました。ライブ当日、待ち合わせ場所に行ってみると、SNSの写真とはまったく違う男の人で、チケットの話もウソ。無理やり車に乗せられそうになりました。

SNSでの犯罪被害が増加!

SNSを通じて犯罪被害にあった児童の数は、平成30年は全国で1,811人と、年々増加の傾向にあります。

SNS等に起因する事犯の被害児童数の推移(全国)



見たことも会ったこともない人を簡単に信じては絶対にダメ!

- 同じ趣味で話が合う、自分の話を聞いてくれるからといってその人を信用しすぎていませんか?
- 「自分だけは大丈夫」「信用できそうな人だから」というのは危険! 思わぬ落とし穴があります。

事例その2 SNSへの投稿内容から個人が特定

友人と海に行ったBさん。友人にスマホで撮ってもらった写真が気に入り、親しい人たちとシェアしようと思って、SNSに写真を投稿しました。数日後から、Bさんは下校時に後をつけられている気配を感じるようになりました。投稿した写真で個人が特定されてしまったことが引き金でした。



総務省「インターネットトラブル事例集(2018年度版)」より

事例その3 旅行中の投稿による空き巣被害

夏休みに、家族旅行に行ったCさん。仲よしへの暑中見舞いを送る代わりに…と思い、旅先から写真やメッセージを自分のSNSに投稿しました。帰ったら、家の中がグチャグチャ! 留守にしている間に空き巣に入られてしまったのです。投稿内容から不在が知られてしまい狙われたとのことでした。



総務省「インターネットトラブル事例集(2018年度版)」より

個人情報をおく送らない!

自分の住所や写真を公開していると悪用され、トラブルに発展することもあります。

- 位置情報・背景などで場所が特定されないか、十分注意しましょう。個人情報を気軽に教えてしまうと、悪用されるケースもあります。
- 露出しすぎた写真は悪用されたり、児童ポルノ禁止法などの罪に問われたりする場合もあります。

ちょっと待って!他人事だと思っていない?

軽い気持ちで加害者になることも

CAUTION

CAUTION

事例から考えよう

事例その1 ネットの中傷で逮捕

少年は、1年以上にわたりSNSに男子高校生を中傷する書き込みをし、これに悩んだ男子高校生が自殺し、少年は逮捕された。

刑法:名誉棄損



たかがSNSへの書き込みと思っても、中傷される側にとっては、自ら命を絶ってしまうような重大な事態に陥ることにもなります。

警察庁「STOP!ネット犯罪」より

事例その2 ほんのいたずらのつもりで…

男子中学生は、インターネットの掲示板に「小学校に小型時限爆弾を仕掛けた。子どもの大半は死ぬだろう」などと投稿、小学校を臨時休校させるなど業務を妨害した。

刑法:威力業務妨害



爆破予告などの犯行予告は重大な犯罪です。インターネット空間なら何をしてよいということは絶対にありません。

警察庁「STOP!ネット犯罪」より

事例その3

マンガをアップロード

男子中学生は、人気マンガを動画として撮影、その動画を動画投稿・共有サイトに、権利者に無断でアップロードした。

著作権法違反

本や雑誌、テレビ番組、映画、音楽などを、許可なくホームページにアップロードしたり、動画サイトや写真サイトに投稿したりするのは違法行為です。



総務省「インターネットトラブル事例集(2018年度版)」に例を準じて作成

その投稿、ちょっと待った! 送信前に見直そう!

~その文章は、その写真は、その動画は「永遠」に残ってもよいものですか?~

仲間内の悪ふざけのつもりが、SNSに書き込んだ途端、全国に広がり、取り返しのつかない事態へと発展するケースが多発しています。

内容によっては、刑事事件や損害賠償請求に発展するケースもあります。また、一度投稿されたものは、インターネット上で消えることはありません。進学や就職、結婚…インターネットに残り続ける情報が、将来にわたって自分を苦しめることとなります。

「友だちしか見られないから」、「24時間で自動で消えるから」…それって本当に大丈夫?

友だちに公開を限定した投稿や24時間の期限付きの投稿であっても、友達から友達に拡散したり、画面を保存されたりして、不特定多数の人が閲覧できる状態になったため、大きなトラブルとなったケースが多数あります。



困ったときは(相談窓口)

福井県教育総合研究所教育相談センター
Tel0776-51-0511
福井県嶺南教育事務所教育相談室
Tel0770-56-1310

福井県警察本部 警察安全相談室
#9110・Tel0776-26-9110
福井県警察本部 少年女性安全課
Tel0776-22-2880(代表)
福井県警察本部 福井少年サポートセンター
☎0120-783-214 Tel0776-24-4970

